

令和 2 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和 3 年 11 月

国 税 庁

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響により実地調査の件数は大幅に減少したが、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査し、1件当たりの追徴税額は増加
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による申告漏れ所得金額、追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1万9千件（前事務年度4万3千件）、着眼調査が5千件（同1万7千件）であり、合計2万4千件（同6万件）、このほか、簡易な接触の件数は47万8千件（同37万2千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は50万2千件（同43万1千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は27万9千件（同26万3千件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、2,992億円（同5,640億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは2,770億円（同5,068億円）、着眼調査によるものは222億円（同572億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は2,586億円（同2,250億円）となっており、調査等合計では5,577億円（同7,891億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、533億円（同992億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは514億円（同947億円）、着眼調査によるものは19億円（同45億円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、224万円（同166万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は199億円（同140億円）となっており、調査等合計では732億円（同1,132億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	42,601		17,082		59,683		371,812		431,495		
	18,713	43.9%	5,091	29.8%	23,804	39.9%	478,494	128.7%	502,298	116.4%	
申告漏れ等の 非違件数	38,034		12,458		50,492		212,482		262,974		
	16,973	44.6%	3,837	30.8%	20,810	41.2%	258,485	121.7%	279,295	106.2%	
申告漏れ 所得金額	5,068		572		5,640		2,250		7,891		
	2,770	54.7%	222	38.8%	2,992	53.0%	2,586	114.9%	5,577	70.7%	
追徴 税額	本税	797		40		837		138		975	
		436	54.7%	17	42.5%	453	54.1%	194	140.6%	647	66.4%
	加算税	149		5		155		3		157	
	78	52.3%	2	40.0%	81	52.3%	4	133.3%	85	54.1%	
	計	947		45		992		140		1,132	
		514	54.3%	19	42.2%	533	53.7%	199	142.1%	732	64.7%
一件 当たり	申告漏れ 所得金額	1,190		335		945		61		183	
		1,480	124.4%	436	130.1%	1,257	133.0%	54	88.5%	111	60.7%
	本税	187		23		140		4		23	
		233	124.6%	34	147.8%	190	135.7%	4	100.0%	13	56.5%
	加算税	35		3		26		0.1		4	
		42	120.0%	5	166.7%	34	130.8%	0.1	100.0%	2	50.0%
	計	222		27		166		4		26	
		275	123.9%	38	140.7%	224	134.9%	4	100.0%	15	57.7%

- (注) 1 令和2年7月から令和3年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、1万4千件(前事務年度1万3千件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、1万件(同1万件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、1,150億円(同1,106億円)となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等		
	元事務年度	2事務年度	対前年比
①	件	件	%
調査等件数	13,221	14,290	108.1
土地建物等	9,826	11,940	121.5
株式等	3,395	2,350	69.2
②	件	件	%
申告漏れ等の非違件数	10,001	10,140	101.4
土地建物等	7,099	8,232	116.0
株式等	2,902	1,908	65.7
③	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	75.6	71.0	▲ 4.7
土地建物等	72.2	68.9	▲ 3.3
株式等	85.5	81.2	▲ 4.3
④	億円	億円	%
申告漏れ所得金額	1,106	1,150	104.0
土地建物等	764	904	118.4
株式等	342	246	71.8
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)	836	805	96.2
土地建物等	777	757	97.4
株式等	1,008	1,046	103.7

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり実地調査の件数は大幅に減少したが、無申告等の調査を重点的に実施することにより、1件当たりの追徴税額は増加
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が9千件（前事務年度2万4千件）、着眼調査が2千件（同7千件）であり、合計1万1千件（同3万1千件）、このほか、簡易な接触の件数は7万5千件（同3万7千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は8万7千件（同6万7千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4万9千件（同4万5千件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、133億円（同281億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは127億円（同265億円）、着眼調査によるものは5億円（同16億円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、120万円（同91万円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は48億円（同23億円）となっており、調査等合計では180億円（同304億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数 件	23,837		6,899		30,736		36,585		67,321		
	9,301	39.0%	1,775	25.7%	11,076	36.0%	75,437	206.2%	86,513	128.5%	
申告漏れ等の 非違件数 件	20,191		5,492		25,683		18,869		44,552		
	7,988	39.6%	1,393	25.4%	9,381	36.5%	39,142	207.4%	48,523	108.9%	
追徴税額	本税 億円	219		13		232		22		253	
		105	47.9%	4	30.8%	109	47.0%	46	209.1%	155	61.3%
	加算税 億円	47		3		50		1		51	
		22	46.8%	1	33.3%	23	46.0%	2	200.0%	25	49.0%
	計 億円	265		16		281		23		304	
		127	47.9%	5	31.3%	133	47.3%	48	208.7%	180	59.2%
一件当たり	本税 万円	92		19		75		6		38	
		113	122.8%	24	126.3%	99	132.0%	6	100.0%	18	47.4%
	加算税 万円	20		4		16		0.4		8	
		24	120.0%	6	150.0%	21	131.3%	0.3	75.0%	3	37.5%
	計 万円	111		23		91		6		45	
		137	123.4%	30	130.4%	120	131.9%	6	100.0%	21	46.7%

(注) 1 令和2年7月から令和3年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～ 1件当たり申告漏れ所得金額は2,259万円で過去最高～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和2事務年度においては、2,158件（前事務年度4,463件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,259万円（同1,767万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,480万円（同1,190万円）に比べ1.5倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は487億円（同789億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は543万円（同581万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の275万円（同222万円）に比べ2.0倍となっています。また、追徴税額の総額は117億円（同259億円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は879万円（同1,571万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の275万円に比べ3.2倍と高額となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等			2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	元事務年度	2事務年度	対前年比		
調査件数 件	4,463	2,158	48.4%	18,713	
申告漏れ等の非違件数 件	3,837	1,843	48.0%	16,973	
申告漏れ所得金額 億円	789	487	61.7%	2,770	
追徴税額 億円	259	117	45.2%	514	
1件当たり	申告漏れ所得金額 万円	1,767	2,259	127.8%	1,480
	追徴税額 万円	581	543	93.5%	275

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等			2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	元事務年度	2事務年度	対前年比		
調査件数 件	936	517	55.2%	18,713	
申告漏れ等の非違件数 件	807	453	56.1%	16,973	
申告漏れ所得金額 億円	411	150	36.5%	2,770	
追徴税額 億円	147	45	30.6%	514	
1件当たり	申告漏れ所得金額 万円	4,393	2,904	66.1%	1,480
	追徴税額 万円	1,571	879	56.0%	275

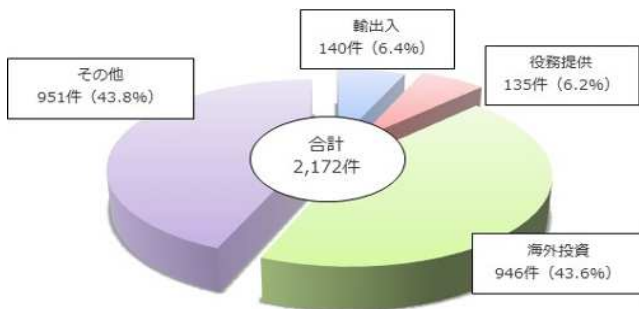
2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況 ～「富裕層」のみならず、1件当たりの追徴税額は高水準～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和2事務年度においては、2,172件（前事務年度3,942件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,239万円（同2,406万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,480万円（同1,190万円）と比べ1.5倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は486億円（同948億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は527万円（同627万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の275万円（同222万円）と比べ1.9倍となっています。また、追徴税額の総額は114億円（同247億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等			2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
		元事務年度	2事務年度	対前年比		
調査件数		件	3,942	2,172	55.1%	18,713
申告漏れ等の非違件数		件	3,542	1,952	55.1%	16,973
申告漏れ所得金額		億円	948	486	51.3%	2,770
追徴税額		億円	247	114	46.2%	514
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,406	2,239	93.1%	1,480
	追徴税額	万円	627	527	84.1%	275

○ 取引区分別の調査状況



(注) ()内の数値は構成比

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



- 1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況 ～新たな分野の経済活動も的確に申告漏れを把握～

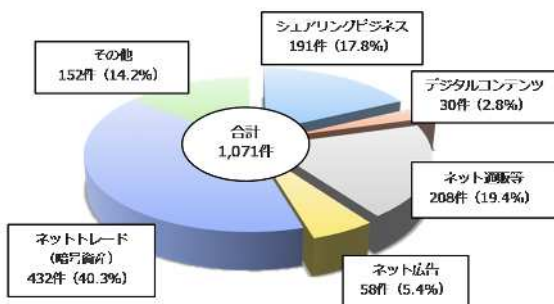
- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
 - 令和2事務年度においては、1,071件（前事務年度 1,877件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,872万円（同 1,264万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,480万円（同 1,190万円）に比べ1.3倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は201億円（同 237億円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は494万円（同 349万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の275万円（同 222万円）に比べ1.8倍となっています。また追徴税額の総額は53億円（同 65億円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況

項目	事務年度等		2事務年度 対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	元事務年度	2事務年度			
調査件数	1,877	1,071	57.1%	18,713	
申告漏れ等の非違件数	1,680	963	57.3%	16,973	
申告漏れ所得金額	237	201	84.8%	2,770	
追徴税額	65	53	81.5%	514	
一件当たり	申告漏れ所得金額	1,264	1,872	148.1%	1,480
	追徴税額	349	494	141.5%	275

○ 取引区分別の調査状況

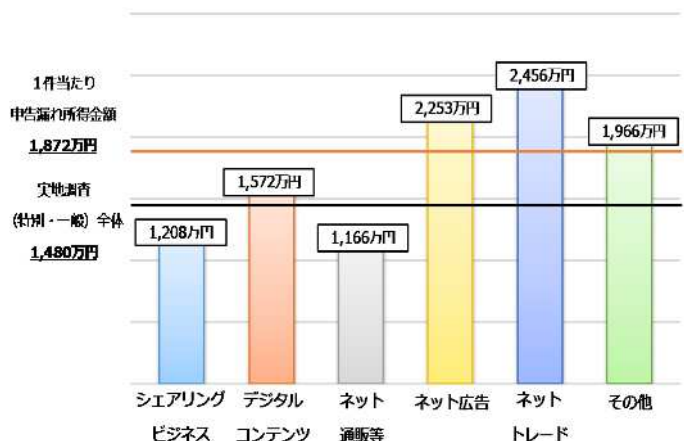


（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 ネットトレード (暗号資産)・・・FXなどのネットトレード、暗号資産など
- 6 その他・・・1～5に該当しない新分野の経済活動に該当する取引

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



4 無申告者に対する調査状況 ～所得税及び消費税ともに1件当たり追徴税額で過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和2事務年度においては、2,993件（前事務年度7,328件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,565万円（同2,160万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,480万円（同1,190万円）に比べ1.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は768億円（同1,583億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は292万円（同237万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の275万円（同222万円）の1.1倍となっています。また、追徴税額の総額は87億円（同174億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和2事務年度においては、3,294件（同8,329件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は227万円（同192万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の137万円（同111万円）の1.7倍となっています。また、追徴税額の総額は75億円（同160億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査状況

<所得税>

項目	事務年度等		対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	元事務年度	2事務年度		
調査件数 件	7,328	2,993	40.8%	18,713
申告漏れ所得金額 億円	1,583	768	48.5%	2,770
追徴税額 億円	174	87	50.0%	514
1件当たり 申告漏れ 所得金額 万円	2,160	2,565	118.8%	1,480
1件当たり 追徴税額 万円	237	292	123.2%	275

<消費税>

項目	事務年度等		対前年比	2事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	元事務年度	2事務年度		
調査件数 件	8,329	3,294	39.5%	9,301
追徴税額 億円	160	75	46.9%	127
1件当たり 追徴税額 万円	192	227	118.2%	137

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
		万円	万円	位
1	プログラマー	4,927	716	-
2	畜産農業（肉用牛）	3,515	503	-
3	内科医	3,339	805	-
4	キャバクラ	2,834	864	3
5	太陽光発電	2,603	825	4
6	建築士	2,325	624	-
7	経営コンサルタント	2,268	477	2
8	小売業・犬	2,051	456	-
9	不動産代理仲介	1,804	614	-
10	商工業デザイナー	1,759	389	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	平成23事務年度		平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	キヤバレー	2,896	風俗業	2,078	風俗業	3,329	キヤバレー	2,093	キヤバレー	2,628
2	風俗業	2,135	キヤバレー	1,867	キヤバレー	1,972	風俗業	1,979	風俗業	2,326
3	情報サービス	1,425	バ	1,189	バ	1,226	バ	1,159	畜産農業(肉用牛)	1,471
4	水産養殖業	1,266	畜産農業(肉用牛)	1,181	くず金卸売業	1,055	冷暖房設備工事	966	ダンブ運送	1,144
5	くず金卸売業	1,234	人材派遣業	1,130	特定貨物自動車運送	979	ダンブ運送	932	特定貨物自動車運送	1,118

	平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	2,083	キヤバクラ	2,897	風俗業	2,685	風俗業	3,373	プログラマー	4,927
2	キヤバレー	1,667	風俗業	1,974	キヤバクラ	2,278	経営コンサルタント	3,321	畜産農業(肉用牛)	3,515
3	プログラマー	1,178	不動産代理仲介	1,774	経営コンサルタント	2,045	キヤバクラ	2,873	内科医	3,339
4	畜産農業(肉用牛)	1,150	システムエンジニア	1,365	システムエンジニア	1,339	太陽光発電	1,718	キヤバクラ	2,834
5	防工事	1,109	機械器具、部品修理	1,357	特定貨物自動車運送	1,257	システムエンジニア	1,280	太陽光発電	2,603

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。

2 平成29事務年度1位の「キヤバクラ」は、平成28事務年度まで「キヤバレー」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。

3 平成29事務年度4位の「システムエンジニア」は、平成28事務年度まで「その他技術サービス」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。

4 平成30事務年度3位の「経営コンサルタント」は、平成28事務年度まで「その他経営サービス」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。

5 令和元事務年度4位の「太陽光発電」は、平成28事務年度まで「その他の製造卸売」などとして業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。